

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を協同連帯して行うことを目的とする。

(1) 高石市発注に係る羽衣駅前広場等整備実施設計業務委託（以下「業務」という。）

(2) 前号に付帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____・_____共同企業体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、令和____年____月____日に成立し、業務の委託契約の履行後3ヵ月を経過するまでの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 共同体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作権者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 _____ 出資割合 _____%

商号又は名称 _____ 出資割合 _____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い共同体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、_____とし、共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 共同体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合のより構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同体が業務を完了する日まで脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、残存構成員が共同連帯して業務を履行する。

3 第1項の規定より構成員のうち脱退した者があつたときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 共同体は、構成員のいずれかが、業務の途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外1社は、上記のとおり・設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書2通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

代表構成員

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

他の構成員

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印